

契 約 書 (案)

- 1 件 名 ひめカレ高度農業人材育成強化事業費 LAN 環境整備業務
- 2 業 務 内 容 別添 2 「仕様書」及び別添 3 「設置計画書」のとおり
- 2 履 行 期 限 令和 6 年 7 月 3 1 日 (水)
- 3 履 行 場 所 愛媛県立農業大学校
(愛媛県松山市下伊台町 1 5 5 3 番地)
- 4 契 約 金 額 金 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円
- 5 契 約 保 証 金 無

上記の業務について、発注者 愛媛県立農業大学校 校長 真木 健司 (以下「発注者」という。) と受注者 役職名 (以下「受注者」という。) とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 愛媛県松山市下伊台町 1 5 5 3 番地

愛媛県立農業大学校

校長 真木 健司 (印)

受注者 愛媛県

会社名

役職名 名前 (印)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書及び設置計画書等に従い、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物品納入を契約書記載の期限内に完了し、LAN 環境整備目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、この業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(履行報告)

第4条 受注者は、仕様書及び設置計画書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(一般的損害)

第5条 物品購入の前に、物品について生じた損害その他設置の履行に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査及び引渡し)

第6条 受注者は、物品納入が完了したときは、納品書を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に、完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

4 受注者は、第2項の規定による検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、発注者に対して異議を申し立てることができない。

5 受注者は、物品が第2項の規定による検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

6 前項の規定により修補又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに納品書を発注者に提出しなければならない。

7 前項の規定により納品書の提出があったときは、第2項の規定を準用する。

(所有権の移転等)

第7条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、受注者から発注者に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた損害については、発注者の負担とする。

(代金の支払い)

第8条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 受注者が履行期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、発注者が行う検査の実施に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 受注者又は受注者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県

暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 発注者は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として受注者から徴収することができる。この場合において、受注者が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 受注者は、第1項又は第2項の規定により発注者が契約を解除したときは、これにより被った損害について、発注者にその賠償を求めることができない。

(受注者の解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(履行期限の延長)

第12条 受注者は、履行期限までに納品を完了することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、履行期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(物品納品の履行遅延)

第13条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により履行期限までに物品を納入することができなかつたときは、履行期限の翌日から改修を完了する日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、発注者に支払わなければならない。

2 前項の日数には、物品の納品書の提出のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(事情変更による契約の変更)

第14条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、発注者と受注者とが協議して、書面により契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、これに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。